

四日市市告示第53号

四日市市指定生活介護事業者等医療的ケア推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年2月17日

四日市市長 森 智広

四日市市指定生活介護事業者等医療的ケア推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市指定生活介護事業者等医療的ケア推進事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第80号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)